

新潟県 公民館月報

KOMINKAN GEPPPO

11

November 2019
No.801



少年体験教室「チョークアート講座」(長岡市)

指でくるくるチョークアートに挑戦!

4~5

特集

社会教育法70年と公民館～法の解釈を鍛え、法の精神を活かす～

千葉大学・日本体育大学等/非常勤講師 越村 康 英

CONTENTS

- 2………… トピックス 上越市「公民館のつどい」開催
- 3………… 視 点 「災害から考える社会教育の役割は何か」 県立生涯学習推進センター 学習振興課長 齋藤 恭之
ひろば 「地域の良いところを知ろう」 上越市三郷地区公民館 公民館運営委員 横尾 彰平
掲 示 板 「令和元年度関東甲信越静公民館連絡協議会第2回理事会・研修会」
- 6………… 実践記録シリーズ 「ラピカキッズキックバイクフェスティバル in 柏崎夢の森公園」 刈羽村公民館
- 7………… サークル交流 「人との和を大切に」(弥彦村) / 「オカリナの音色に魅せられてみませんか」(南魚沼市)
素 顔 拝 見 金子 優子さん(三条市) / 大館 行紀さん(阿賀町)
- 8………… お元気ですか 「広～い庭、見つけた」 出雲崎町・佐藤 敏さん
ネットワーク 「公民館関係書籍のご案内」

TOPICS

上越市「公民館のつどい」開催

公民館のつどいが9月28日(土)ユートピアくびき希望館(上越市頸城区百間町)を会場に開催されました。上越市、糸魚川市、胎内市の公民館関係者144名が参加しました。内容は、発表・講演会・事例発表・意見交換という流れで進められました。上越市立中央公民館 岩野俊彦館長の開会のあいさつでスタートしました。



会場のユートピアくびき希望館



開会のあいさつ 岩野上越市立中央公民館長

○発表

- ・新潟県内の公民館の現状について説明を行いました。
- ・社会教育法70年の歴史と共に新潟県公民館連合会は歩んできたこと、そして、今年度第70回新潟県公民館大会を新潟市において開催したことについて説明しました。
- ・県教育委員会の資料を参考に、

平成20年度・平成25年度・平成30年度・令和元年度の県内公民館の設置状況・利用状況・指定管理制度導入状況について比較しながら説明しました。公民館数は平成20年から現在で120館減少していること、年々利用団体数は増加していること、指定管理制度導入状況は全体の6・5パーセントくらいであることを報告しました。最後に、新潟県公民館連合会の活動や課題について報告しました。

○講演会

演題「地域づくりと公民館」これからの公民館に求められること」

講師 千葉大学等非常勤講師 越村 康英 氏



講演の主な内容

- ①いま、なぜ「地域づくり」がもめられるか?!
- ②地方創生政策の展開と社会教育・公民館
- ③「公民館の原点を確認し、今日的な在り方を模索する。」

④「地域づくり(地域課題解決)につながる「公民館事業を充実させるための7つの提案」

提案1 「住民を「主権者」自治の主体」として捉え、向き合っていくこと

提案2 「住民の生活課題・地域課題」を鋭く掴み取り、公民館事業に結び付けていくこと

提案3 「住民参画の公民館事業づくり」を基本に捉えること

提案4 「公民館事業Ⅱ学級・講座」ではなく、柔軟な発想で多様な事業を構想すること

提案5 「地域課題解決学習」の土台となる「地域を知る学習」(地域課題を発見・共有するための学習)を重視すること

提案6 「困難」を抱えた住民のエンパワーメントに資するような学習支援をすること

提案7 地域の多様な団体・機関との連携を図ること

講演では、「公民館と憲法」という映像資料を視聴したり、7つの提案では、具体的な取組例をあげてお話しいただきました。



熱心に聞き入る参加者のみなさん

○事例発表

(1)上越市立公民館の取組紹介
上越市教育委員会社会教育課から上越市の社会教育の方針・5本の事業の柱の説明の後、5本の事業の柱について取り組んだ事例発表がありました。

①上越市立牧地区公民館
公民館主事 梨本りよ子さん
・学びのきっかけづくり「文化の伝承講座」

②上越市立北諏訪地区公民館
公民館主事 堀田 恭子さん
上越市立保倉地区公民館
公民館主事 高橋 精一さん
・未来を支える人づくり「子ども体験教室」

③上越市立清里地区公民館
公民館主事 勝山 雅子さん
・地域・現代課題に対応した地域づくり「清里ふるさと講座」

(2)糸魚川市公民館の取組紹介
①糸魚川市田沢地区公民館
副主事 松澤 智美さん

事例発表者のみなさん



事例発表者のみなさん

・知ってもらうために 広報の重要性と可能性 SNS を利用した広報活動例

○グループ別意見交換



意見交換の様子 (田沢地区公民館) (清里地区公民館)

○各地区活動紹介

ロビーには、5本の柱に沿った取組紹介が展示されていました。



各地区公民館の取組紹介とチラシの展示

○全体講評

・事例発表された公民館の素晴らしい点や今後の課題についての講評がありました。
・最後に越村講師から「三市の公民館が実践発表を行い、一堂に集まって協議していくことは素晴らしい研修であったと思います」という感想で研修会を終りました。
(広瀬)

ひろば

「地域の良いところを知ろう」

上越市三郷地区公民館
公民館運営委員
横尾 彰平



地域づくりを目的とした公民館事業の「元氣の出るふるさと講座」に参加して3年目となりました。「住めば都」とは昔から言い伝えられていますが、良くするも悪くするも、住む人自身の心がけが大きく作用すると思います。地域の良さを知り、学び、明日への夢を語りながら日々を過ごすことが地域全体に笑顔と活気をもたらすのだと思います。

三郷地区には、「三郷地区の歴史・史跡を研究する会」という任意団体があり、その設立趣意書に「私たちは悠久の歴史を有する『三郷』に今一度向き合い、その歴史と史跡を研究して未来に継承することが私たちに課せられた使命であると思つて本会を立ち上げました」とあります。このことは、「元氣の出るふるさと講座」が目指すものと重なる部分が多いと考え、三郷村誌をもとに、地域の皆さんと一緒に、区域内の神社、仏閣、用水路、伝説

の場所等を巡つて、知識と見聞を広げました。そして、地域の良いとこを皆で共有しながら、「三郷地区今昔マップ」を作りました。しかし、真の目的はマップ作りではなく、平素、話をする機会のない皆さんが頭を寄せ合い、一つの目標に向かって活動することに大きな意義があり、これが公民館事業の大きな目的であることを実感しました。

視点



県立生涯学習推進センター
学習振興課長 齋藤 恭之

「災害から考える社会教育の役割は何か」

ここ10年程の間に東日本大震災、今年の台風15号の関東直撃など数多くの災害が日本を襲った。これらの報道を見ると、災害大国といわれる日本における社会教育の役割は何かを考えてしまふ。日本各地の課題である「過疎化、高齢化、少子化などによる、地域を支える人材の不足や住民同士のつながりの希薄化」が災害対策時の課題の一つと言われた。しかし、甚大な被害をもたらした災害の陰に、つながりを大切にしている日本の良さが見ら

れたことも事実である。例えば、東日本大震災発生直後に、豚汁の炊き出しが始まると若い男の子が真っ先に列についた。勝手だなと見てたら、豚汁を足の不自由なお年寄りの所へ持つていき、「温かいうちに飲んでね」と言い残すと、自分のもをもらいに長い行列の後ろに並び直していた。

また、千葉県のある家庭では、台風15号によって停電となり、電力会社がテントを張り、停電を復旧させるため24時間体制で作業をしていた。「外は肌寒いし、少しでも温まってくれたら…」と思ひ、お湯を沸かし、カップやコーヒーなどを用意し、作業員に差し入れをした。『差し入れ』をした後日、作業員からそのバッグの中に、1枚のメモに「コーヒーの差し入れありがとうございました。お陰様で体だけではなく、心まで温まりました」と書かれていた。

いざというときに発揮される思いやりの行動は、何もなしに培われた人間関係によるものが大きい。「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」が叫ばれている中、日本人の良さを踏まえながら、絆づくりをおして、「コミュニティの活性化を図り、地域のまとまりを積極的に推し進めることが社会教育の役割の一つではないだろうか。

掲示板 HOT NEWS

令和元年度関東甲信越静公民館連絡協議会第2回理事会・研修会

期日 令和元年11月8日(金)
 会場 東京八重洲ホール 411会議室
 関東甲信越静公民館連絡協議会第2回理事会及び研修会に理事の広瀬事務局長が出席しました。
 内容
 ○理事会
 (1) 公民館総合補償制度について
 (2) 第41回全国公民館研究集会第59回関東甲信越静公民館研究大会栃木大会について
 ・ 栃木大会の総括がありました。

(3) 第42回全国公民館研究集会第60回関東甲信越静公民館研究大会千葉大会について
 ・ 来年度開催の千葉県から要項について提案がありました。
 大会開催日
 令和2年11月19日(木)・20日(金)
 会場 千葉県船橋市民文化ホール及び船橋市中央公民館・周辺施設
 ・ 分科会は、15分科会を予定して各県事務局に分科会運営の希望調査を実施していると報告がありました。

○研修会
 研修テーマ「地域密着型公民館の事業成果と今後の可能性～社北公民館の取組を通して」
 講師 福井県福井市教育委員会社北公民館 主事 田中 典子 氏
 ・ 社北公民館は地域密着型の公民館として、地域の団体や住民と密接にかかわり合いを持ちながら事業を展開してきた。「チャオカード作戦」をはじめ、これまでの取組の成果や今後についての紹介がありました。(2013年度文部科学省優良公民館最優秀賞受賞)

特集

社会教育法70年と公民館〈法の解釈を鍛え、法の精神を活かす〉



越村 康英

(千葉大学・日本体育大学等/
非常勤講師)

◆「古希」を迎えた社会教育法

1949年6月に社会教育法が公布・施行(公民館が法制化)されてから、今年でちょうど70年。人間にすれば、「古希」を迎えたことになる。

現在、「公民館の在り方」が様々に問われているなかで、この節目に、いま一度、公民館の根拠法である社会教育法の精神を見つめ返し、公民館の更なる発展を展望していくことが必要なのではないか。

◆寺中作雄が私たちに託した想い

周知のとおり、当時の文部省社会教育課長・寺中作雄(1909年ー1994年)は、公民館の創設や社会教育法の制定において中心的役割を担った人物である。寺中は、1949年、社会教育法の制定にあわせて『社会教育法解説』(社会教育図書株式会社)を刊行し、その「序」において、「社会教育の自由の分

野を保障しようとするのが社会教育法制化のねらい」であると明示した。また、社会教育法を「赤ん坊」になぞらえ、次のようにも記している。

「兎も角、わが国の民主化途上に社会教育法が生まれたことは、いわば画期的というような言葉に値する事実であり、将来この法の意図するところが、正しく発揚されてゆくことを望むこと切である。ただ今日生まれた社会教育法は全くまだ骨組もかたまりない腺病質の、見るからにひ弱い初生児のような格好で生まれたのであるから、その成長が危ぶまれること頻りである。…(中略)…。終戦4年目の混乱期に、突如として呱呱の声を挙げたこの子供の、内に秘めている善資も弱質もさらけ出して、社会教育関係者にその庇護と養育を託する」と。

社会教育法の制定から70年の間に、41回に及ぶ法改正が行われてきたが、「社会教育の自由」を保障するという法の精神は、たくましく育ってきたか。また、私たち社会教育(公民館)関係者は、寺中の想いをいかに受け取り、何を為すべきか。これらの「問い」と向き合うためにも、あらためて、社会教育法に則して「社会教育の基本理念」と「公民館の位置付け」を確かめてみたい。

◆社会教育の基本理念と公民館の位置付け

「社会教育の基本理念」を理解するうえで、「社会教育の定義」を規定した第2条を確認するだけでは不十分である。条文中に「学校の教育課程として行われる教育活動を除き」とあるように、社会教育が、学校教

育以外の教育であることは分かる。しかし、「社会教育とは何か」が直接に説明されていない。また、「主として青少年及び成人に対して行われる」とあるように、すべての人々を対象とした教育(すべての人々に開かれた教育)であることは分かるが、「誰が行うのか」という社会教育の主体が不明瞭である。

そこで、「国及び地方公共団体の任務」を規定した第3条第1項を確認する必要がある。ここに、社会教育とは、「すべての国民が」「自ら實際生活に即する文化的教養」を高める営みであることが示されている。つまり、社会教育の主体は、私たち国民に他ならない。また、生活上の興味・関心や課題に基づき、自ら学んだり、仲間と共に学び合うことが社会教育なのである。それは、よりよい暮らしと、その基盤となる地域・社会を創造していく主体的な自己教育・相互教育であるとも解釈できる。

さらに、第1条と教育基本法の前文を重ねて確認すれば、社会教育法が、憲法の精神にのっとり制定されていることが明確になる。すなわち、平和主義・国民主権・基本的人権の尊重を柱とする憲法の精神を、暮らしのなかに息づかせるための営みとして、社会教育を理解することも重要である。また、憲法第26条を「国民の生涯にわたる教育・学習の権利を保障する条文」「国民の文化的生存権を保障する条文」として解釈すれば、学校教育と同様に社会教育も、憲法が保障する基本的人権のひとつとしてとらえることができる。

「社会教育の基本理念」の輪郭を、社会教育法に則

してラフに描写すれば、上記波線部のようになる。そして、この社会教育を「奨励」し、必要な環境を醸成することが、国や地方公共団体の基本的な「任務」なのである。それは、「基本的人権としての社会教育」を公的責任において保障・支援することであるとも言えよう。

また、公民館は、その「目的」を規定した第20条から明らかのように、「市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に関する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う」施設であり、「社会教育の基本理念」を身近な地域において具現化するための教育機関として位置づけられている。

◆公民館に関する規定の課題・脆弱性

しかし、公民館に関する社会教育法(第5章)の規定には、次に整理するように様々な課題・脆弱性があると言わざるを得ない。寺中が「弱質」と表現した部分が、ここにも現れていると言えよう。

(1) 不十分な職員規定(第27条・第28条)

館長のみ必置で、主事等の職員の配置については任意という規定である。また、館長や主事には「専門的職員」としての法的位置づけもなければ、資格制度も存在しない。同じ教育機関でありながら、学校の教員や、図書館の司書、博物館の学芸員とは大きく異なっている。このような状況にあるなかで、文部科学省告示「公民館の設置及び運営に関する基準」の第8条に、「公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする」と規定されていることを大いに活用すべきである。そして、次善策として「社会教育主事任用資格を有する職員を公民館へ積極的に配置していくことが

求められる。

(2) 「公民館の運営方針」の解釈・運用(第23条)

公民館に対して、営利を追求する事業を実施することや特定の営利事業に便宜を図ることを禁止し、政治的・宗教的な中立を守ることを課している。これは、すべての住民に平等・公平に開かれた施設であるために、公民館自体に規制を加えている条文である。しかし、市町村において様々な解釈・運用がなされ、過剰な利用規制を生み出しているケースもある。主権者である成人が学習する上で、政治性をもつことは必然であり、住民の政治学習を規制するものではない。政治的中立とは、住民の「学習の自由」を尊重することである。

(3) 公運審制度の後退(第29条・第30条)

館長の諮問機関である公民館運営審議会は、公民館の運営に「住民の声」を反映させていくための重要な仕組みである。しかし、たび重なる法改正(規制緩和)が誘因となり、多くの市町村で公民館運営審議会が形骸化しているのではないかと、また、任意設置化された1999年以降、公民館運営審議会を廃止したところも少なくない。近年、学校評議員制度や学校運営協議会制度の導入が進められている学校教育分野とは対照的である。地域に根ざし、住民と共に歩む公民館を実現するためには、住民参画が鍵であり、公民館運営審議会の活性化も大きな課題である。

(4) 無料規定の不備

図書館法第17条や博物館法第23条のような無料規定が、公民館には存在しない。そのため、有料化、使用料値上げ、受講料徴収が各地で進行している。経済的理由によって教育・学習の機会が制限・制

約されてはならないことは、憲法第26条や教育基本法第4条を確認すれば明らかであり、図書館や博物館と同じ教育機関として、「公民館は無料」であることが原則(理想的)である。

(5) 「特例」として首長部局移管が可能に

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」を受けて、2019年6月、社会教育法など関係法が改正され、あくまで「特例」ではあるが、公民館などの公立社会教育施設の所管を、教育委員会から首長に移すことが可能となった。首長から独立した教育委員会の所管を外れることにより、社会教育における政治的中立、すなわち住民の「学習の自由」の確保が課題になると同時に、公民館が、行政主導の地域づくりに飲み込まれる恐れがあることにも留意する必要がある。

◆法の解釈を鍛え、法の精神を活かす

このように、公民館に関する規定にはいくつもの課題・脆弱性がある。私たち社会教育(公民館)関係者は、これらをいかに克服し、より豊かな公民館を実現させていくのか。社会教育法の規定を形式的にとらえては、なかなか道は拓けないだろう。大切なのは、社会教育法の解釈を鍛え、法の精神や法に位置づく「社会教育の基本理念」に立脚して、それを公民館づくりに活かすことではないか。社会教育法について深く学び合い、「公民館の在り方」を心置きなく語り合えるような、共同的な学習・対話のテーブルを地域に創り出していく。その先に、公民館のさらなる発展があると信じている。

実践記録シリーズ

260

ラピカキッズキックバイク フェスティバル in 柏崎夢の森公園 刈羽村公民館

ラピカキッズキックバイクフェスティバル in 柏崎夢の森公園が8月25日に開催されました。2才から6才までの未就学児約100名参加の盛大なイベントになりました。

【企画にあたって】

子供達の笑顔が溢れる場所を作りたいという思いから始まったイベントですが、第1回開催の為にまずは情報収集から始まりました。使用するキックバイクとは？ペダルのない自転車？見たことのあるけれど、触ったこともないスタッフばかりでした。

まずは近隣、近県で行われている大会を視察に行き、そこで縁のあったエッセイ先生の様子や地元の刈羽村スポーツ推進委員協議会様、開催会場である柏崎夢の森公園様



より沢山のお力を頂いて無事に当日を迎える事が出来ました。

【当日の様子】

会場は柏崎夢の森公園の壮大な芝生の広場。しかし前日から大雨。予報では雨は止むはずと願いを込めて準備をしました。

キックバイクのスタート合図「レディー・セット・ゴー」が聞こえる頃には雨も止み、フェスティバルは無事にスタート。



後半は芝生広場が泥広場になってしまいましたが、転んでも立ち上がり誰一人リタイヤする事なくゴールテープを切りました。悔しくて泣いている子、転んで泣いている子も最後は笑顔いっぱいイベントになり、スタッフも子供達と共にとても成長した一日になりました。

又、当日のお楽しみとして、ピザ作り体験・カヌー体験・お楽しみ抽選会も行い、参加者が一日楽しめるイベントになりました。

【振り返りと今後について】

当日は雨でも寒くない気候だったのと夏休み中だった事から、県外からの参加もあり開催時期は良かったと思います。未就学児対象なので様々な体験ブースで飽きない工夫も良い点でした。

公園が広いので移動が大変など他の反省点も改善しながら、広域でのスポーツ交流人口の増加を目指し、今後も子供達の成長を見守り笑顔が溢れるイベントにしていきたいと思えます。来年度もピカピカ笑顔を見せに来てください。





人との和を大切に

弥彦吟詠会

弥彦吟詠会は(正式名称:雲高流岳堂吟詠会)といひ、指導者は(故)祖宗範山田岳堂先生でした。祖宗範が亡くなられてからは志田岳誓先生を指導者に迎え、弥彦総合文化会館に於いて、毎週木曜日、月に3〜4回、午後1時30分から3時30分まで稽古をしています。

今年、大先輩が3名さらに…。現在男性2名、女性4名、先生を入れて7名と少人数の会員になってしまいました。

主な活動は、今年も10月20日(日)弥彦総合文化会館で行われた文化芸能祭にて、頼山陽作「川中島」と「秋」と題して良寛さんの詩歌・俳句・漢詩・和歌を取り入れながら発表いたしました。今年、天皇陛下御即位記念



『第34回国文化祭』にいがた2019』に参加できる機会を得て、10月6日(日)に長岡市立劇場にて発表させていただきました大変、感動いたしました。

心の時代と言われる、今日、人との和を大切に心の詩を吟じ失われつつある日本古来の姿に思いを馳せながら日々精進して行きたいと思っております。

弥彦村・弥彦吟詠会
代表 小笠原清岳 記

オカリナの音色に魅せられてみませんか

オカリナサークル・モンティーン

始まりは公民館の主催講座、でもいまはオカリナの音色に魅せられた愛好者が集い、練習を続け、その成果を発表することにより多くの方々から感動の声をいただいているサークル、それが南魚沼市大和地域を中心に活動しているオカリナサークル・モンティーンです。メンバーは入れ替わりがありま

したが、歴史を重ねてもうすぐ30年、ながく地域の方々と交流を行ってきました。

原点は大和公民館にあります。現在も毎週火曜日に大和公民館で練習を続けています。写真はそんな練習の一コマです。

だれもが知っている童謡、唱歌、懐かしの歌謡曲までレパートリーは数知れず、楽譜があればほとんどの楽曲の演奏可能です。

ただモンティーンのモットーは、オカリナの音色を通して多くの方々と交流すること、障がいのある方たちや高齢者のみなさんとのふれあい、地域のお茶の間サロンなどにもお邪魔してこころやすまるひとときを演出しています。地域の行事、公民館の音楽祭にも数多く参加してきました。

声をかけていただき、同じ時間を共有し心の交流が続いています。

これからも活動を続けます。ぜひ何かあればお声かけください。

またモンティーンのメンバーと一緒にオカリナを練習したいという方、まずは見学だけでも構いません、ぜひ大和公民館まで連絡をお待ちしています。



南魚沼市オカリナサークル・モンティーン
牛木 治 記

三条市大島公民館
主事 金子 優子さん



大島公民館に勤務して5年目の金子優子さんは、いろいろなことを熟知している職員として、公民館利用者からとても信頼されています。

いつもはつつつとしていて、利用者を迎えています。三条弁を流暢に、親しみを込めて使いこなし、いろいろな人から話を聞き出し、地区住民のニーズを把握して公民館事業の企画に生かしています。

また、何事においても仕事が早く、早いだけではなく正確できっちりとされていて、統計などの事務も任せておけば「もう終わっています。」との答えが返ってきます。施設の管理も隅々に気が行き届き、つつじの剪定も電動バリカンを駆使して、毎年きれいに整えて、難なくこなすとても頼もしい存在です。

プライベートでは、野球のスポーツ少年団に入っている長男の応援に明け暮れていると聞きます。金子さんが大きな声で声援を送っている姿が目に見えます。

これからもパワフルで明るさを生かし、利用者に愛される公民館づくり尽力し、活躍されることを期待しています。

(三条市大島公民館 渡辺真理子 記)

素顔拝見

阿賀町教育委員会 社会教育課
主任 大館 行紀さん



4月から阿賀町公民館に配属になりました大館行紀主任を紹介します。

社会教育関係経験者ということもあり、初めからバリバリ仕事をこなしています。

各種公民館講座や社会教育施設の管理などを主に担当していますが、子どもからお年寄りまで対応はお手の物で講座の参加者などからも大人気です。事務室では、かかってくる電話のほとんどに対応し、親切、丁寧に応対している姿は、見習いたいと感じさせてくれます。

阿賀町では、雄大な阿賀野川でのマリンスポーツ体験活動を行っていますが、そこでもカヌーのインストラクターとして活躍中です。プライベートでは、ジュニアバスケットボールチームを立ち上げ、コーチとして熱心に子どもたちへ指導し、地域のスポーツ振興に貢献しています。

また、勉強熱心で行動力のある大館さんは、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、廃棄物処理施設技術管理者、など様々な資格を持っていてその豊富な知識と人柄は、会話をするだけで楽しいので、阿賀町公民館へお越しの際は、お気軽にお声かけ頂ければと思います。

真面目で固そうなイメージと、とても気さくで熱い一面を見せてくれるスポーツマンの顔も持ち合わせている好青年。これからはますます活躍していただけると期待しています!

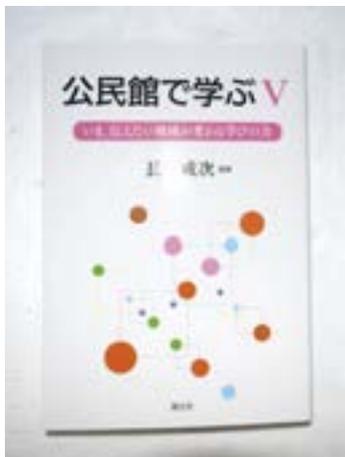
(阿賀町教育委員会 社会教育課 皆川幸一郎 記)

ネットワーク

公民館関係書籍のご案内



長澤 成次 著
「公民館はだれのものII 住民の生涯にわたる学習権保障を求めて」
(自治体研究社 2019年)



長澤 成次 著
「公民館で学ぶV いま、伝えたい地域が変わる学びの力」
(国土社 2018年)

お元気ですか

「広い庭、見つけた」

佐藤 敏

(出雲崎町)



(1)

早期退職し、会社員生活を離れ半農半介護生活に入ったのを機会に、公民館活動で募集していた、ガーデニング教室に応募して早くも8年位になります。

活動は、年7回、土曜日の午前中の約2時間で講師を招き植え付けの実技指導や各種の植物の話題、病害虫対策や各自育成時の問題点などの質問を受けていただいています。

また、活動の一環として、町生涯フェスティバルでの展示への共同参加や町マイクロバス借用による講師宅庭園への見学会等の活動も、いろいろな方々の協力を受け、楽しく気楽に参加させてもらっています。

当初の個人の目的は、荒れ果てた自宅の庭の手入れや、季節の流れの中で、寄せ植え等が作れたら「毎日が日曜」生

(2)

活も楽しいかなと単純に考えていましたが、そこはこの「時世」、高齢化・離農者増加などで疲弊しはじめた地域社会から健康と体力はまだ大丈夫そうと、声がかかるようになり、地域の農道や公園・遊歩道の除草や植栽管理などの依頼を受け、当初描いた生活とは随分違った広がりを持つようになりました。

会社員生活では見過ごして来た事柄の多さに戸惑いながら、拙い植栽知識を引っつけて、今日は公園に出勤です。自宅の庭は今だに…ですが。

※「お元気ですか」のコーナーは現役をリタイアした方がその後も元気に活動している様子を紹介するコーナーです。

地すべり被害を未然に防止するため取り組んでいます

協議会会員12市町では国土保全を目的に、地すべり地域の保全と自然環境の保護及び地域振興に取り組んでいます。

そのため、地すべり防止対策事業や関連事業による農業並びに生活基盤の改善を積極的に推進しています。

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会
会長 (妙高市長) 入村 明 (会員12市町)

新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館 (新潟県市長会内)
TEL 025(284)3434 FAX 025(285)3135

編集後記

9月から各地区での公民館職員の研修会を取材しています。これまでに中越・上越・下越地区の研修が終了して公民館月報で紹介しました。11月下旬には新潟市の研

修会が予定されています。新潟市では、公民館職員全員が2日に分けて参加する研修を計画しているそうです。画期的な研修会だと思えます。次号で紹介いたします。

(広瀬)